

## 資料 3

○おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領（改正案）

平成21年3月31日

訓令第9号

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報の共有（第3条—第9条）

第3章 参加制度

　　第1節 計画策定等への参加

　　第1款 参加への方法等（第10条—第14条）

　　第2款 附属機関、懇談会等（第15条—第24条）

　　第3款 公聴会等（第25条）

　　第4款 ワークショップ等（第26条）

　　第5款 意見表明の機会（第27条—第31条）

　　第2節 事業実施における参加・協働（第32条）

　　第3節 評価への参加（第33条）

　　第4節 住民投票（第34条）

　　第5節 行政監視（第35条）

第4章 雜則（第36条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、おいらせ町自治基本条例（平成20年おいらせ町条例第1号。以下「自治条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによるものとする。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関であって、法令又は条例により設置するもの
- (2) 懇談会等 法令又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、町政に対する町民の意見の反映等を目的として、要綱等により町長が設置するもの。次に掲げるものについては、除くものとする。
  - ア 町職員のみを構成員とするもの
  - イ 他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、構成員の負担金等により運営されている懇談会等で、町の執行機関内部に事務局が置かれているもの

## 第2章 情報の共有

(情報の公表)

第3条 町は、町民の参加及び協働を進めるために、次に掲げる情報については、これを公表しなければならない。ただし、(2)、(4)、(5)、(6)については、必要に応じて若しくは請求された場合に公表するものとする。

- (1) 町の総合計画及び重要な基本計画
- (2) 町の主要な施策及び事業の進捗状況
- (3) 財政計画並びに予算及び決算に関する情報
- (4) 行政評価に関する情報
- (5) 監査委員の監査結果
- (6) 附属機関、懇談会等からの答申、報告、提言等

~~2 町は、前項各号に掲げる情報のうち、決定過程にあるものについても隨時公表に努めるものとする。~~

### 第3条 … 公表は必要な部分のみとする

(情報の提供)

第4条 町は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めるものとする。ただし、(2)、(3)、(6)については、必要に応じて若しくは請求された場合に提供に努めるものとする。

- (1) 環境、保健衛生、防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
- (2) 町民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報

- (3) 統計に関する情報
- (4) 行事に関する情報
- (5) 町民生活への影響及び緊急性のある情報
- (6) その他自治の推進に資する情報

#### 第4条 … 公表は必要な部分のみとする

(情報の公表・提供方法)

第5条 町は、町民に公表又は提供する情報を、公共施設及び情報を作成した所管部署等において閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する公共施設は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎
- (2) 分庁舎
- (3) 各公民館
- (4) 図書館

3 町は、広報おいらせに掲載するほか、必要に応じて次に掲げる手法等を用いて情報を公表又は提供するものとする。

- (1) おいらせ町公式ホームページ
- (2) 防災行政無線放送
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含みます。）の頒布
- (4) 報道機関への情報提供

4 町は、前項に規定する手法等のほか、必要に応じて町民説明会の実施等町民に直接説明する機会を設けるものとする。

(公表・提供する情報内容の充実)

第6条 町は、町民に公表又は提供する情報を作成する際は、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いるなど町民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとする。

2 町は、町民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新するよう努めるものとする。

#### 第6条 … 公表は必要だが、行政の費用対効果上、制限を緩和する

(情報の公表・提供期間)

第7条 公表又は提供の期間は、計画等については当該計画期間とし、その

他の情報については、公表又は提供を開始した日から原則として1ヶ月以上とする。

(他の制度との調整)

第8条 情報の公表又は提供について、法令等に別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。

(意見等に対する応答責任)

第9条 町は、次に掲げる手段により寄せられた、町民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から30日以内に、書面をもって簡潔に応答しなければならない。ただし、氏名、連絡先の不明なものについては、応答しなくてもよいものとする。

- (1) はがき、ファックス又はEメールによる意見
- (2) パブリックコメントに寄せられた意見
- (3) その他書面をもって所管部署に寄せられた意見

2 寄せられた意見については、結果の公表をもって代えることができるものとする。

**第9条 … 簡潔に応答することを明示する**

**第3章 参加制度**

**第1節 計画策定等への参加**

**第1款 参加の方法等**

(計画策定等への参加)

第10条 町は、次に掲げるものについては、参加制度のうちいずれか1つ以上、実施しなければならない。

- (1) 町の基本構想、町の基本的政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針等基本的な事項を定める計画の策定及び改定
- (2) まちづくりの基本的な方向性を定める条例等の改定
- (3) 条例により直接町民に義務を課し、又は権利を制限する条例（税等の負担に関するもの、法令の定めによるものを除く。）の制定及び改定
- (4) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される重要な問題に係る意思決定

2 町は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において参加制度により、町民の参加する機会の保障に努めるものとする。

(参加制度の方法等)

第11条 町は、参加制度のいずれかを選択する際の方法及び基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 附属機関への委員としての参加

専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合並びに町民の知識や経験を生かして施策の検討を行う場合又は事業等の審査、選定等を行う場合

(2) 議論会等への委員としての参加

町民の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合

(3) 公聴会等への参加

町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聞く場合

(4) ワークショップ等への参加

町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合

(5) パブリックコメント等への意見表明

基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受ける場合

(6) アンケート調査等へ意見表明

町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要がある場合

(参加制度選択の事前公表)

第12条 町は、前条の規定により参加制度を選択したときは、開催及び実施方法等、必要な事項を第5条第3項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければならない。

(意見の取扱い)

第13条 町は、参加制度の実施により提出された意見等を、誠意を持って適切に取り扱い、事案の決定等を行うものとする。

(記録の作成)

第14条 町は、参加制度を実施したときは、記録を作成し、第5条第3項に規定するいずれかの方法により公表するものとする。

## 第2款 懇談会等

### (懇談会等の設置)

第15条 町は、個人の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合は、懇談会等を設置するものとする。

2 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 懇談会等は、委員個人の意見の聴取の場であるため議決方法は定めず、また、当該委員の意見を集約した上で執行機関に対する報告、答申、提言等を行うなど附属機関の役割や機能を有しないものとすること。

(2) 懇談会等の名称については、附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。

3 前項に掲げるもののほか懇談会等の設置等に関しては、附属機関に関する規定を準用する。

### (懇談会等の見直し)

第16条 町は、設置した懇談会等について定期的に見直しを行うものとし、次に掲げる事項に該当するものについては、廃止又は統合しなければならない。

(1) 設置目的がすでに達成されたもの

(2) 社会経済情勢、町民要望の変化等により著しく役割が低下しているもの

(3) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

## 第3款 公聴会等

### (公聴会等の開催)

第17条 町は、必要に応じて、町の重要な案件又は多くの町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴くために公聴会等（法令等の規定に基づくもののほか、参加した町民が意見を表明することができる町民説明会等を含む。）を開催するものとする。

2 公聴会等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第5条第3項の手法を用いて行うこととする。

## 第4款 ワークショップ等

(ワークショップ等の開催)

第18条 町は、町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合は、町民と町及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出すことを目的とする検討作業の会合（以下「ワークショップ等」という。）を開催するものとする。

2 ワークショップ等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第5条第3項の手法を用いて行うこととする。

**第5款 意見表明の機会**

(パブリックコメント等の実施)

第19条 基本的な政策等の策定にあたっては、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続（以下「パブリックコメント等」という。）を実施することができるものとする。

2 町は、パブリックコメント等の実施に際し、あらかじめ次に掲げる事項を明記した要項等を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 目的
- (3) 事業内容又は事業説明
- (4) 資料内容及び公表方法等
- (5) 対象者
- (6) 意見募集期間
- (7) 意見の提出方法及び提出先
- (8) 意見の取扱い及び応答方法
- (9) その他必要な事項

**第19条 … 「実施する」を、「実施することができる」に改める**

(政策等の案の公表等)

第20条 町は、パブリックコメント等の実施に際し、政策等の案を第5条第3項の規定において公表しなければならない。

2 町は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
- (3) 町民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

第20条 … 不要な項目を削除

(パブリックコメント等の実施の告知)

第21条 町は、パブリックコメント等を実施する際には、原則として、第5条第3項の手法を行い、当該パブリックコメント等を実施することを告知するものとする。

(意見等の提出)

第22条 町は、前条の告知の日から1ヶ月以上の期間を設けて、政策案等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 持参（代理人によるものを含む。）
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名等を明らかにするものとする。

第22条 … 「原則として」を削除

(アンケート調査の実施)

第23条 町は、町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要があると認める場合は、アンケート調査を実施するものとする。

2 町は、アンケート調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法については、事案ごとに定め、あらかじめ公表しなければならない。

第2節 事業実施における参加・協働

(協働による事業の実施)

第24条 町は、新たな支え合いによる豊かな地域社会を実現するため、事業実施においては、町民との対話を重視し、役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 町は、地域の課題解決のために町民との協働が必要と認められる事業の実施にあたっては、町民の持つ専門性、柔軟性、機敏性等の特性を最大限活かせるよう努めるものとする。

### 第3節 評価への参加

(評価への参加)

第25条 町は、行政評価を行う際には、参加制度を用いて、可能な限り町民を評価に参加させなければならない。— るよう努めるものとする。

2 町は、行政評価を行った際には、その結果を公表するものとする。

3 第1項の規定による参加制度の実施については、第1節での規定を準用する。

### 第25条 … 条例30条との整合性を図る

### 第4節 住民投票

(住民投票)

第26条 町は、町民がまちづくりに直接参加し、意思を決しめることができるよう住民投票を実施することができ、その取扱は別に定める。

### 第5節 行政監視

(行政監視)

第27条 町は、行政運営全般に亘って適法かつ公正に行われているかを監視する目的で、監視機関を設置することができ、その取扱は別に定める。

### 第4章 雜則

第28条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

### 附 則

(略)